

## わが国近世までの牛馬飼養の歴史 中

岩 元 明 久

### 目 次

1. 奈良時代以降近世までの肉食・乳酪史概観
  - 1) 食肉史概観
  - 2) 『家なき子』の牛
  - 3) 乳酪史概観
2. わが国近世までの役牛、役馬史概観
  - 1) はじめに
  - 2) 原始時代から上代まで
    - (1) 農業概観
    - (2) 牛馬考
  - 3) 中世前期
    - (1) 農業概観
    - (2) 牛馬考
  - 4) 中世後期
    - (1) 農業概観
    - (2) 牛馬考

### 1. 奈良時代以降近世までの肉食・乳酪史概観

#### 1) 食肉史概観

加茂儀一は、『日本畜産史 食肉・乳酪篇』で、「わが国では、すでに縄文式文化期後期に犬や馬が大陸から移入されており、弥生式文化期のはじめには鶏や牛が同様に大陸からもたらされている。そのころにはおそらく土着の猪が馴らされて飼われていたようである。ところがこれらの家畜の肉は、古代においては食われていたのかどうか。」<sup>1)</sup>と問いかける。わが国では、江戸時代末の開国で西洋の食肉文化が入ってくるまでは、仏教の教えにより食肉は忌避されてきたという社会通念への問いかけである。

食肉の習慣を問うとき、まず食肉を目的に家畜を飼うことと、食肉を目的に野生の猪や鹿を狩猟することを区別する必要があるだろう。さらに、四足獣と鳥類は区別する必要がある。後ほど江戸時代の農書で検討するが、おそらくわが国においても農家が採卵を目的に鶏を飼うことは普通だったようである。そして、鶏肉もしばしば食べていたのではないだろうか。

さて、四足獣に話をしよれば、少なくとも山間部の村では野生の猪や鹿の害に悩まされている様子が農書にもしばしばでてくる。その駆除の意味もかねて、猪や鹿の狩猟は普通に行われていたとみてよい。そして獲物の猪鹿の肉は、その村の慣行に従って配分されただろう。つまり、頻度は別として、機会があれば普通に農民も四足獣の肉を食べていたと考えてよいのではないだろうか。

問題は家畜の牛馬や豚である。わが国では、538年に百濟から公伝したとされる仏教の殺生禁断の教えにより、畜獣の肉を食べなくなったと一般に言われているが、「およそ食生活は民族にとっては根強い伝統にもとづき、その民族の生活とは切り離して考えることのできないものである」<sup>2)</sup> とする加茂が、古代から「食肉」風習を持つ北方的食生活と食肉風習を伴わない南方的食生活が併存してきた」と指摘していることについてはすでに触れた。<sup>3)</sup> 加茂はむしろ、根底に牛馬のような家畜の肉を食べない風習の根強い存在が、伝来当時の仏教が食肉禁止の教えをとおしてわが国で栄える根拠となったとしている。<sup>4)</sup>

一方で、天武天皇4(676)年に、最初の牛馬を含む殺生禁断の詔勅が発せられてから、殺生禁断の詔勅が繰り返し発せられている。それらは、牛馬等の家畜が食されていたことの証左と考えられるが、単に個人の嗜好レベルの問題ではなく、北方的食生活の風習を持つ人々が一大勢力として日本列島に定着してきたからに他なるまい。

また、殺生禁断の教えを朝廷が国是として出したのは、1つには仏教普及の強化のためであったが、「とくに牛、馬の屠殺の禁止は、当時の社会情勢から見てこれを重要視せざるを得なくなったからでもある。それは牛や馬が一つは農業の振興、他の一つは軍備の充実のため必要だったからである。」<sup>5)</sup> と加茂は述べている。

通信用、あるいは軍馬としての馬の重要性は急速に高まる。「大宝元(七〇一)年に、大宝律令の制定によって、左右馬寮において馬政を司らしめ、ある

いは厩牧令によって牧馬の飼育管理を施行し、諸道に駅を設置し、また軍防令によって軍団に騎兵をおくことなどが定められた。」<sup>6)</sup>のである。

一方、奈良朝時代になると、しばしば勸農の詔勅が出されている。「当時地方における気候不順や地方行政の乱れによる農業の怠慢に対する対策の必要から出たのであるが、一方では中央集権の確立と農村からの収税による政府の増強が必要だったからでもある。そのためにも牛、馬、ことに牛の力を農耕に用いて、農業を振興することの必要がより高まった」<sup>7)</sup>のである。

農耕における役畜の重要性から殺生が禁止されていたというが、では牛ほどの程度飼われていたのであろう。加茂は、平安時代には「犁をひくために牛を利用することは、荘園や豪族においてのみ可能であったと思われる。」<sup>8)</sup>としている。このことについては、後ほど再度触れたいと考えているが、近世に比べて農業の生産力が低かっただろう中世以前には、荘園主や豪族階級は別として、隷属していた農民が役牛馬を飼う経済的余力はなく、いわんや戦乱や飢饉等の異常事態（その頻度はときに大きかったかも知れないが）を除いて、家畜として飼養する牛馬を食する機会はなかったというのが実態だったのではないか。そして、それは食肉文化の地とされる西洋においても同様な時代があったようである。

中央公論社版『世界の歴史』第3巻「中世ヨーロッパ」（1961年）において、木村尚三郎は、14世紀はじめのイギリスとフランスの農民について、出典は明らかにしていないが次のように書いている。

「前代（著者注11、12世紀）とのもう一つの大きな違いは、肉を食べ始めたことである。これまでは、鶏は別としてふつうは肉は食べていない。牛や羊は重要な生産手段であって、おいそれと殺すことはもってのほかであったし、豚は椎の実で肥やして「村の領主」に差し出さなければならなかった。森の獣をとろうとしても、「村の領主」が狩猟権を独占していたから不可能だ。彼らが肉を食べるのは、たまたま冬に家畜の飼料が足りなくなってしまって、やむをえず家畜を殺すときぐらいなものだったのである。」<sup>9)</sup>

これが西洋の「村の領主」階級ではない農民の有畜農業の真実であっただろう。まさに家畜はlivestockであった。有畜農業というかわないかは別として、東西の農民の食肉実態にはそれほど大きな差はなかったのではないか。むしろ、

村山の獣を村のルールに従って捕獲し配分したわが国の農民のほうが猪鹿の肉を食べる機会に恵まれていたのかも知れない。

16世紀のわが国はいわゆる戦国の世である。その混乱の時代に南蛮人が渡来し、直接広範囲に西洋文化をわが国にもたらすことになる。伝えられた鉄砲は戦のあり方を多く変えたが、食生活を含めた多様な刺戟を、少なくともいわゆる支配階級に与えた。

一方、当時の日本の食生活の現状は、南蛮人にはどのように見えていたのだろうか。加茂は、宣教師クラッセなる南蛮人の『日本西教史』の一節を次のように紹介している。

日本人は牛肉、豚肉、羊肉を忌むこと我が國人の馬肉におけるに同じ。又牛乳を飲むは生血を吸うが如しとして敢えて用いず、牛馬極めて多しと雖も、牛は農業等に用い、馬は戦場に用ゆるのみなり。日本人は獵獸の旬期に於いて得た野獸肉の外は食せず。山林には鹿（かもしか）、野猪、兎の類甚だ多し。鳥獸亦多し云云。」<sup>10)</sup>

宣教師クラッセの見聞がどこまで届いていたのかはわからない。しかし当時のわが国では、鶏などの鳥類を除くとしても一般には家畜を食べなかったことと、山野に生息する野獸類を食していたことは間違いなさそうである。西洋と比較して日本人の特徴は、食肉を忌避していたというよりも、むしろ、牛乳の利用がなかった点にありそうである。その意味で、わが国は有畜農業とは言えなかった。

## 2) 『家なき子』の牛

わが国の乳酪史を見る前に、西洋の牛飼いの1エピソードを紹介しておきたい。時代は19世紀まで下がるが、主に南フランスの農村の庶民の暮らしを描いている児童文学の古典『家なき子』のなかの1エピソードである。作者のエクトール・マロは、この本を娘のリュシーに捧げて、執筆中はずっとリュシーはどう考えるだろうと思ひ浮かべながら書いたという。<sup>11)</sup> 長く読み継がれるだけのことはあつて名作と言えるが、実は「ぼくは捨て子だった。」で始まり、主

人公レミがイギリス人の実母と再会しハッピーエンドに終わるストーリーは、当初新聞小説として執筆されたもので、1878年に初版本が出た原作は文庫本訳で千頁になる多くのエピソードを含む長編小説である。そのなかから牛を描いた1エピソードを取りあげたいと思う。

レミは、8歳になるまで実の母親と信じていたバルブラン母さんとともに貧しいながら心豊かな日々を送っていた。ところが、長くパリに出稼ぎをしていたバルブランが仕事場で事故に遭ったことで、事態が一変する。「牛を売りはらう」ことが平和な日々を終止符を打つ前触れのように訪れる。

「田舎で農民と暮らしたことのある人でなければ、この〈牛を売りはらう〉という言葉にどんなに悲痛な思いが込められているかは理解できないだろう。／博物学者にとって牛は反芻動物にすぎず、散歩する人にとっては、草むらから露にぬれた黒い鼻先を上げる、風景のなかの絵になる動物にすぎないだろうし、町のこどもたちにとっては、カフェ・オ・レやクリーム・チーズのもとでしかないかもしれない。だが、農民にとっては、牛はそれ以上の、ずっとすばらしいものなのだ。たとえどんなに貧しくても、家族がどんなに多くても、牛小屋に一頭の牛がいるかぎり、ひもじい思いをしないで済む。引き綱か、木のツルを角に結んだだけのものを引っ張って、こどもが一だれの牧草地でもない一草の生えた小道を散歩させれば、夕方には、家族全員がスープにバターを入れたり、ジャガイモを牛乳にひたしたりできる。父も、母も、こどもたちも、大人もこどもも、みんながその牛のおかげで暮らしていけるのである。／バルブラン母さんとぼくは、わが家の牛の与えてくれるものでとても満足して暮らしていた」<sup>12)</sup>のである。

牛を売りはらった直後のマルディ・グラ（脂っこい火曜日）に、「ふだんは他人から物を借りたりすることはなかったのに、隣人のひとりからカップ一杯の牛乳を借り、別のひとりからはバターをひとかけら借りて、」二人して下ごしらえをしたクレープを焼いて食べようとしたそのときに、杖をついたブルブランが帰宅する。それからの展開は、よく知られた旅芸人ヴィターリス一座の物語である。が、ヴィターリスは物語の3分の1を過ぎたあたりで、寒さのために行き倒れしてしまう。それからの物語の大筋は、レミが孤児マティアと出会い“レミ一座”として旅を続けることで進む。いつしか二人の足は、バルブ

ラン母さんの住む村の方向を向いている。物語のちょうど半分くらいで、「バルブラン母さんのところに行って、母さんにキスをする。それは母さんに対する恩返しにはなるだろう。けれども、あまりにもささやかで、安上がりな恩返しにすぎないのではないか。／（中略）／あれこれ考えるまでもなかった。彼女を満足させられるものがひとつあった。いまだけでなく、年老いてからもずっと満足させられるものが—あの哀れな“ルセット(著者注：「赤毛の」という意味の飼っていた雌牛の名前)”のかわりになる雌牛である。／（中略）／なんとすばらしい夢だろう！」<sup>13)</sup>と、レミとマティアは語り合う。がしかし、雌牛を連れて、バルブラン母さんに会うことができるのは物語の3分の2をゆうに過ぎたときであった。

筆者としては、『家なき子』の隠れた主題は苦難の末に訪れる雌牛を伴ってのバルブラン母さんとの再会ではないかと考えるほどであるが、それはさておき、ここに『家なき子』を引用したのは、西洋では農村の貧しい家でも雌牛が一家の財産であり、牛乳や乳製品が一家の食生活を支える要であった(らしい)という事実について確認したいためである。

乳酪の利用は、人類の培ってきた特記すべき文化であるだろう。その乳酪の利用が日本では近世まで一般には発達しなかったようであるが、このように好ましい文化が定着しなかったのはなぜだろうかという疑問がわいてくる。が、答えるのはことのほか難しい問いなのかも知れない。

### 3) 乳酪史概観

『日本畜産史 食肉・乳酪篇』の第2部「乳酪史」は、「世界における乳酪の起源」から書き起こされている。「中石器時代にカスピ海周辺、ことにトルキスタンの草原地帯において家畜化された山羊は、最初の遊牧民の家畜として乳を供給していたに違いない。」<sup>14)</sup>

定住しているのであれば、屠殺して食べることを目的に飼うこともあるかもしれないが、家畜といわれる動物を最終的に殺すことだけを目的に日々(常に一定の相互関係を保ちつつ)ともに旅する伴侶としたとは考えにくい。遊牧の民は、屠畜して肉を食べることが主目的だったのではなく、日々乳をしぼりその乳を飲むために草を求めて移動生活をするという、<遊牧>を<発明>し

たのではないか。その後紀元前5千年頃、メソポタミアで牛が家畜化されて以降、牛乳の利用が始まり、「すでに西紀前三〇〇〇年ころには、メソポタミアのウルのシュメル人は牛乳をしぼり、ことに牛を崇拝するとともにその乳をも神聖なものとして神に投げ、王や貴族はそれを飲む特権をもっていた。」<sup>15)</sup>と加茂は書いている。

牛と農業の関係については、あとで考察を加えたいと考えているが、農耕や運搬の役畜及び厩肥の供給源として牛は重要であった。が、そのことが牛を神聖視することになる一義的な理由になるとは考えにくい。また、犠牲にすること自体に犠牲にする神性が宿っているというのも、根拠薄弱のように思われる。多くの文化圏で牛を神聖視するようになった理由は、牛乳が人間社会にもたらした恩恵の大きさ故ではないだろうか。動物の乳の利用は、必ずしもヨーロッパ人、さらに言えばアリア人に特有のものではない。しかし東アジアは、古来動物の乳を日常の食生活のなかへ取り入れることはなかったとされている。日本人も「生血を吸うが如く」忌避していたというが、実態はどうだったのだろう。乳酪が人類に与えた恩恵の大きさを考えるにつけ、「忌避」が事実ならばそのわけを知りたいところである。

加茂は、5世紀頃からは日本の国内史料の記述も信頼できるようになるとしつつ、『日本書紀』には国力の増大の基礎をなすものとして、農耕の興隆や大陸からの産業技術の導入が示され、その頃からさらには農耕の発達に伴って牛馬の使役も多くなり、朝廷は軍事用の官馬を持ち、直属の部族に牛馬を飼育させ、地方の豪族も牛馬を所有し、放ち飼いする牧も置かれるようになったと書かれていると述べている。<sup>16)</sup>

6世紀には、百済経由で多くの医書や本草書が伝わるが、これらの書などを通して医薬としての牛乳、馬乳や搾乳法などの知識が日本にも伝わることになる。加えて、6世紀初め頃に仏教による牛乳の功德に関する教えが伝わる。元来仏教は戒律では肉食を禁じているが、牛乳の飲用を認めている。インドにおける牛乳の歴史は古く、紀元前1600年頃、インドに侵入したアリア人はすでに牛乳を利用していた。古代の『リグ・ヴェーダ讃歌』において、天神は牡牛、地神は牝牛と讃えられ、牛乳は天地をうるおす慈雨にも比され讃えられた。牛や牛乳の神聖視は、紀元前6世紀に起こった仏教にもひきつがれる。

釈尊がまだ悉達太子であったころ、山中において難行苦行の後、悟りをひらいて下山し、尼連禪河で身を浄めて岸にあがったとき、長者の娘、難陀婆羅から白牛の乳の喜捨をうける。かくして仏教の教えにおいても牛乳は尊い飲み物とされた。ヒンズー教が牛、牛乳を神聖視していることは言うまでもない。インドでは有り難いものはすべて牛乳にたとえられ、旱天に降る雨は牝牛の乳にたとえられたのである。「かくして仏教においては、牛乳や乳製品は非常に貴重な滋養として尊ばれている。例えば、仏教では牛乳からつくられる酥、酪、醍醐をもってその教えの段階にたとえられ、天台宗は『涅槃経』において醍醐をもって第五時の法華涅槃にたとえ、真言宗は『六波羅蜜経』において、これを陀羅尼蔵にたとえ、「契経如乳、調伏如酪、対法教者如生蘇、大乘般若猶如熟酥」ともいっている。また仏教では、乳や乳製品の味は五つの段階にわけられ、この五味によって功德の段階が説かれ、「声聞は乳の如く、縁覚は酪の如く、菩薩の人は生と熟との酥の如く、諸仏世尊は猶醍醐の如し」と述べられている<sup>17)</sup>のである。

仏教の教えとも密接に関係し薬用とされた酪、酥、醍醐については、いろいろな書にいろいろな説明があるようであるが、ここでは1713年に出た寺島良安の『和漢三才図会』によりつつ、それぞれの製法とその特質を見ておきたい。すなわち「まず、牛乳を鍋のなかへ入れて熱し、数十度煮沸し、その間つねに杓で攪拌してから、これを缶のなかに入れ、冷却させた後に、その表面に浮かんだ皮をかすめとり去ったものが酪である。これは漿状チーズというべきものである。次に牛乳を鍋に入れて熱し、二、三度煮沸してから盆のなかに入れ、冷却するとともに、その表面にできた皮をとり去った後に、鍋に入れて再び熱し、浮かび出た脂肪の渣を取り去ったものが蘇である。（中略）次いで醍醐の製法によると、良質の蘇を熱してよく練り、器のなかで貯え、その表面が凝結した後に、その底にあるものが醍醐であって、良質の蘇一石から醍醐三、四升がつけられた<sup>18)</sup>のである。つまり、酪、酥、醍醐と進むに従って入念な製法となる。最も上質の「醍醐」は現在でも「醍醐味」などの表現に生きているのだろう。また、10世紀初め『延喜式』の編纂を命じ、そのなかで貢蘇制度を確立したとされる醍醐天皇の「おそらく、醍醐というこの天皇の諱は、酪農におけるこの最高の製品の名に因んでつけられたものと思われる<sup>19)</sup>」のである。以

下、律令制度確立後の牛馬その他の家畜に関する行政について、かいつまんで引用しておきたい。

律令制度の確立の過程で、牛馬その他の家畜に関する行政も、大部分は唐制にならって制定される。大宝律令において、すでに実施されていた貢蘇の制度を強化し、全国に牧の制度を確立する。そして宮廷における牛乳供御のために「乳牛院」と「典薬寮」を設置した。典薬寮は朝廷の医薬を司る役所で、そのもとに「乳戸」がおかれた。乳戸は牛乳をしぼり、それから蘇をつくって、日々の供御として納めた。乳牛院は、典薬寮の別所として、ここでも牛乳が毎日しぼられた。牛乳は皇室の飲み物とされ、供御の牛乳や蘇を司る「乳長上」という役人がおかれ、一方、近畿その他の地方の牧における牛馬の飼育管理については、「厩牧令」に群の形成から始め給餌法などが細かく規定された。地方の牧からは、蘇あるいは酪が納められ、宮廷内の乳牛院や乳戸からは直接牛乳が供御としてさし出された。このようにして、乳製品は全国的につくられ、奈良朝時代には乳製品は次第に増加するにいたった。『政事要略』には、諸国の貢蘇の番次と分量が列記されている。<sup>20)</sup>

平安朝時代になると、律令制に次第に緩みが生じ、荘園大土地所有が進展するなか、地方の豪族が官の牛馬を盗むことが横行する。社会制度のゆがみから困窮化する農民の一助として麦作を奨励したが、地方豪族等の牛馬需要の増大で、各地の牧の数も増える。飼料としての麦の青刈りがひろがるのを禁じるが、容易に守られなかった。<sup>21)</sup> このように時代が遡ると、農民の食料と牛馬、すなわち支配層が飼う家畜の餌とは競合こそすれ、農民が牛馬を飼う余裕などはなかったであろう。貢牛馬を横領する豪族も後を絶たなかった。そのような政治一般の乱れを糺すために、延長5（927）年に完成した『延喜式』50巻は、御牧の設置を中心にした貢蘇の制度についても改めて確立した。『延喜式』に定められた内容の引用は割愛するが、加茂は、「そしてこれらの改革に関連して、『延喜式』において最も異彩をはなっているのは貢蘇の制度であって、これは日本の酪農史上において最も画期的なものである。」<sup>22)</sup> としている。しかし、どれほどの間どの程度実行されたのであろうか。「そして応仁の乱（一四六七～一四七七年）後につづく戦国時代になると、貢蘇制度はもちろんのこと、全国の酪農自体も全く衰微してしまったことは事実である。／しかしこの酪農制

度の衰微は、単に朝廷や藤原氏の権力が衰え、それに伴う中央権力の喪失にのみ原因があったのではなく、それまでに乳やその製品が主として医薬に用いられ、しかもそれが宮廷や貴族のあいだにおいてのみ利用され、一般の民間にその利用が普及しなかったことにもその原因があったと見てよい。すなわちわが国では、西洋におけるように一般に畜産と酪農とが結びつくことがなかったためである。」<sup>23)</sup> 先に引用したような宣教師クラスが見聞した事態があった。上記の引用に続けて、加茂は、その理由を仏教の殺生禁断の教えが国民のあいだに深く浸透した結果、動物性脂肪臭を嫌忌するにいたり、同じ臭味を多分にもつ牛乳や乳製品をも嫌うにいたったとしているが、どんなものだろうか。

南蛮人の渡来を契機に、戦国武将の間に広がった乳酪に関する関心は徳川家に引き継がれ、皇室の地位が将軍家に置き換わって、幕末まで同様の特権階級の歴史が繰り返されているが、それを追っても、なぜわが国では一般の庶民に乳酪の利用が普及しなかったのかの答えを見出す契機にはなりそうもないので割愛して、その間は問として残したまま、農耕と役牛としての利用との間の考察に移ることとしたい。

## 2. わが国近世までの役牛、役馬史概観

### 1) はじめに

わが国の古代から近世までの農業生産のなかでの牛や馬の位置づけを知ろうとするとき、古島敏雄の『日本農業技術史』がある。東大出版会から1975年に出版された『古島敏雄著作集 第六巻』での、古島執筆の解題によれば、『日本農業技術史』は太平洋戦争中から戦後にかけて執筆され、上巻が昭和22(1947)年、下巻が昭和24(1949)年に刊行されており、執筆時を考慮するとすでに古典とも言える著書である。しかし、その内容は原始時代から近世後期までの農業技術全般について年代ごとに資史料となる原著にあたりながら考察されている。各期ごとに養畜の項があり、本稿の問題意識と重なるところ大である。また、明治以降から現代に続く時代についての考察も含めて目的であれば、参照する資料の新古が問われもしょうが、課題にしている時代が江戸時代末期(筆者の関心の中心は近世初期、つまり江戸時代前期にある。)までである。この

ようなことから、『日本農業技術史』に準拠しつつ、原始時代から近世までの役牛、役馬史を、農業技術史全般のなかに位置付けつつ、概観しておきたい。

## 2) 原始時代から上代まで

### (1) 農業概観

「わが国における先史時代は、縄文式土器の時代より弥生式の前期・中期にいたる時代を含み、弥生時代の後期より原史（ママ）時代に入るものとされるが、本書においては金石併用期たる弥生式時代全体を原始時代として扱うこととする。」<sup>24)</sup> 先史時代からわが国にも農業があったことは否定されまい。しかし牛馬とともに農業を考察しようとする、先史時代には野生の牛馬は棲息していても、家畜の牛や馬はいなかったとされていることなどを考慮して、原始時代から考察を始めることとしたい。

原始時代には、農業技術を知る上では実録的文献は存在せず、出土する遺物、遺跡に頼らざるを得ない。弥生式時代になると、主に出土するものが稲作にかかわることを考慮すると、稲作農業の本格的な出現を追いつつ、家畜としての牛馬がそれにどのように関わっただろうかと問うことになる。

高地にあった縄文式遺跡から弥生式遺跡は低地に進出していった。これらの低地進出は、それを指摘したすべての研究者によって、農業と関係づけられて語られている。低地平野における大集落の成立は、富の蓄積による社会分化、支配的階層の出現を意味するが、それらは、集団的に整然と組織化された農耕を主たる生業とする社会の成立によって始めて可能になるだろう。出土した遺跡から、高地の原始林地での生活は狩猟と密接な関係を示し、低湿地での生活は水稲耕作を中心とする農業の成立を示唆している。<sup>25)</sup>

弥生式遺物としての稲は従来は水稲とされている。思うに粒形から判断したものであろう。それは現在栽培されている陸稲品種に長粒が多いのに対し、弥生式遺跡より出土する稲実が短粒であることによるが、短粒性からは他の推論が可能である。「それは稲のわが国への伝播経路に関する問題である。稲を外來物と定めてしまうことには、また別に疑問がないわけではないが、短粒性を直ちに現在説かれる日本型と同一内容のものとした時、（中略）日本型の粳のある中国北部より来っただけのものと考えているのである。」<sup>26)</sup> それに対して、古島

は短粒性のジャワ型の存在を指摘しつつ、「伝来をまず問題にするのは、わが国に野生稲なく、稲が亜熱帯の植物であるとされていることに基づくのであるが、（中略）縄文式の初期頃までわが国の気温が現在より温暖であったことを考えれば、印度型に近い性質を持った野生種とははじめから異なった、他の日本型の祖型たる野生種があったと考えることも許されはしないだろうか。わが国のように、開拓が早くから進んだ国においては、現在野生状態でそのようなものの存在しないことだけでは右の推測を打破することは出来ないのである」<sup>27)</sup>としている。今ここではその推測の正否を論ずるつもりはない。ただ、ここには古島が古文書の山に取り組むときの基本姿勢が表れていると思うのである。それは、他への依存や還元起源をみようとするのではなく、可能な限り自立、自存のなかに起源を見出そうとする姿勢だと要約できそうである。その史実としての正否の度合は、個別に十分探究すべきことであるとしても、農業技術の歴史を学ぼうとする際の重要な姿勢のように感じる。

さて、時代は上代に移る。「ここに上代として述べるところは、考古学上では古墳時代、政治史的には大和朝廷の成立から飛鳥朝を経て、奈良朝をも含めた時代」<sup>28)</sup>である。

考古学上より見るとき、古墳文化は、銅鐸・銅鏃文化と銅銚・銅剣文化が並存していたことでよく知られ、2、3世紀に始まり7世紀前半に及ぶ。しかし、古墳文化の生産上の最大の特徴は、鉄製の利器を持つにいたったことにある。早く紀元前1世紀頃の弥生式遺跡に鉄が精錬されたことを示す跡が残されている。古墳時代に入るとともに、鉄製利器の利用が一般化し、古墳出土物のなかに多くのものである。『魏志辰韓伝』には「国出鉄、韓濊倭皆従取之、諸市買皆用鉄」とあって、西紀三世紀の頃、倭人が鉄を朝鮮半島に求めたことを知ることが出来るが、当時わが国内にも幾多の鉄産地を持っていた」<sup>29)</sup>のである。

氏族・豪族層は広く鉄器を用い、農業は確立し、壮大な墳墓を営む氏族・豪族層の富の集積を可能にした。多くの国邑が割拠するようになるが、やがて氏族連合が形成され、最大の氏族から朝廷が確立していくと、氏族・豪族は貴族官僚化する。大陸の新文化・新技術を背景として、農業生産力および武力を結集することによって統一的機運は増進し、大化の改新に基づく律令国家の誕生

へと結実する。土地は国有となり、公民らには班田収授制が布かれ、貴族は官位に応じて種々の特権を受けた。「このように与えられるものは、耕地であり、労力であり、生産物であり、さらに季禄中には鋤および料鉄を含んでいて、時の主要生産手段をも与えられたのである。矮小な耕地を持ち、生産手段の乏しい公民と、厩大な耕地・生産手段を持ち、国家への徭役を免ぜられ、公民の労力を駆使しえた貴族の並存が、この時代の基本的な社会構成の特質であり、公民はその内部にさらに奴婢・寄口等を持つ土豪的郷戸主と小郷戸主とに分かれていた。奈良朝はこのような構成を持つ律令制国家の最盛期であった。」<sup>30</sup> 長々と引用したのは、上代の農業の特徴を概観しておきたかったからに他ならない。得られる史資料に乏しいこと、そして得られるものが主に稲作にかかる史資料であることにもよるのかもしれないが、土地だけでなく鉄器などの生産手段の所有、さらには労働力としての人間の自由の処分権までもが貴族層に集中する一方で、土地や生産手段に乏しいだけでなく自己の労働力も自由にできない公民が広範囲に存在していた。そして、広範囲であるために公民内部での階層分化が同時進行していたと概観できるのではないか。繰り返しになるが、農業の真実を知る上での史資料に乏しいことに輪をかけて、公民の生産実態に迫る史資料となるとさらに乏しいことが、上代の農業の真実に迫ろうとする際の大きな制約であろう。

## (2) 牛馬考

家畜に話を進めたい。上代にはすでに家牛馬がわが国社会に定着していた。古墳からはいろいろな農具が出土する。なかには犁鑿と思しき出土品もある。「犁の索畜は明白な記載の存在する限りでは、奈良朝以降近世にいたるまで牛である。牛は極めて重要な財として、鋤・耕地・車等とともに寺社への寄進の対象となり、各種の物語にも頻々と現われて来ている。これに対して古墳出土物には馬具が多く、また埴輪にも馬が多く現われている。(中略) 犁鑿と考えられる古墳出土物が畜耕の要具であるとしても、それに用いられた家畜が何であるかは、簡単には決め難いものであろう。律令制の時代に入っても、鉄製農具は主として貴族・豪族の手中に集中し、牛馬の飼育も広く百姓の内部には浸透しえなかつたと考えられることから、古墳時代の犁耕・畜耕は、希有の事実

に属するものであったであろう」<sup>31)</sup>と、古島は指摘している。

奈良朝時代には、犁耕の記載の明確なものは見当たらないが、「『日本霊異記』にはしばしば牛飼の童が出て来て、農家に牛飼育のあったことが想像されるが、それが農耕用に用いられていたことは明らかではないのである。」<sup>32)</sup>

養老4(720)年の『日本書紀』には、農蚕業起源にかかる、剣をもって撃ち殺された保食神の五体より牛馬・粟・蠶・稗・稻・麦・大豆・小豆が生じたという説話がある。これらの説話によって、「葦原中国に牛馬・蠶・稻・粟・稗・麦・大豆・小豆が同時に生じたと当代の人々によって確信されていたことを知ることが出来る」<sup>33)</sup>のである。

次に、水田稲作の施肥について触れておきたい。古島は、『皇大神宮儀式帳』などによりつつ、上代前期には直播が行われていたとしているが、「直播の場合にもこれ(著者注、『皇大神宮儀式帳』)によれば通常は播種の際に草を入れて肥料としたものと思われる。」<sup>34)</sup>

上代後期には田植えが一般的になる。施肥の有無については積極的な史料はほとんどない。後年の実情からみて人糞尿の施用が考えられるが、実証するに足る材料はないようである。厩肥については『延喜式』内膳司園の耕作に左右馬寮より運んで施肥した例があるが、一般的に行われたかには疑問がある。農牛馬がどの程度舎飼されたかには疑問があるからである。中世末期から戦国期にいたるまで牛馬の放飼は一般的であり、『日本霊異記』にしばしば現れる牛飼童も野飼牛の管理者であった。「舎飼の乏しいことは穂首刈(著者注：当時稲は穂首刈)であって、藁を取入れないことも関係するので、穂首刈の状態の続く間は厩肥の利用は著しくなかったと考えられる。／当代について積極的に施用の跡の証されるのは野草である。これは苗草とも呼ばれるように苗代に施されたのであろう。」<sup>35)</sup> これ続いて、古島は『播磨風土記』の次のような説話を紹介する。住吉大神が某村で食事をされたとき、従神等が百姓の苜積んでおいた草を拵げて坐とすると、それは苗草であると百姓が大神に訴える。すると、大神は「あなたの田は草を敷かずとも草を敷いたがごとく苗を生長させよう」と仰せられ、そのためにこの村は今にいたるまで草を敷かずに苗代を作るという説話である。同様の伝説は伊勢大神宮朝御饌の御田にも伝えられているという。「苗草を用いないことが特別に神または尊貴の方の仰せに従って可

能とされたと考えていることは、一般には苗草を用いることを示すものであろう。本田施肥に関してはなんらの史料も知ることができない<sup>36)</sup>と書いている。

ここには、注目すべき点が2点あると思う。まず、苗代と本田のフォークロア上の扱いに差がある（苗代が本田よりも重んじられている）だろうことと、古島が本田に関する史料はないとする一方で、「苗草」ということばや説話にも表れているように苗代への草性資材の利用が明示されていることについて、ただ単に上代では動物性堆肥の利用が一般的ではなかったということ以上のフォークロア的な意味合いがあったのではないかという疑問である。伝承的、因習的、慣行などと言いはいろいろあるだろうが、農業技術史を学ぶとき、その意味を解明するにいたらないまでも、伝承、因習、慣行などといわれる要素を常に意識する気持ちがなければ片手落ちの誹りを免れまい。時代を先回りすることになるが、1事例として『会津農書』でそのことを検討してみたい。

『会津農書』は、貞享元(1684)年三月上旬の日付とともに、会津郡幕内村の肝煎の家系である佐瀬家の当主与次右衛門名の序文のある農書である。明治時代以降まで写本により農民のあいだに伝わってきた農書としての特徴等については、ここでは割愛し、草性資材か動物性堆肥かという問題に話を進めたい。

『会津農書』は、上中下の3巻からなるが、上巻は「水田部」である。1970年代に農文協が刊行を開始した『日本農書全集』は、全巻を通して頁ごとに上下2段にわかれていて、上段に原文が、下段に対応する現代語訳が掲載され、一定のまとまりごとに注記が付され、併せて解題、付録からなるA5判本である。『会津農書』上巻は、本文および注がほぼ75頁であり、そのほぼ真ん中あたりに、取り上げてみたい2つの節がある。ここでは、庄司吉之助の現代語訳で頁順に、それぞれをまず紹介する。

#### ① 田の代かき時の施肥

里田、山田ともに馬糞はあらかじめ散らしておいて、その上をかい田うないする。人糞はかい田うないをした後によくほぐして散らし、人糞を置いた場所を鍬ですくい取り、捨てること。そのままおくと稲ができすぎて枯れる。また、尿で薄めた人糞をかけるときは、振り桶に入れて、植代をかく直前にまく。青刈敷は荒代をかいしたところへ散らしておく。馬糞と青刈敷を多く入

れる田では、植代かきの跡にこれらを踏みこむ役目の人を定めておき、一か所にかき寄せておいた肥料をまんべんなくふり散らし、泥の中へ踏みこむ。一か所にそのままおくと稲に病気がつき、生育がむらになる。<sup>37)</sup>

## ② 通し苗代

山田、里田ともに苗取り跡へ青刈敷を入れるが、草に実のつかないうちに早く刈り取って入れる。そして、幾度も馬を入れてかきならしておく。また、秋草の枯れたところに葉の広い老木の柳の枝を刈って、苗代一面に敷き並べ、泥の中へ踏みこんでおく。あるいは六月土用前に木の若芽を刈っておいて柳と同じように踏みこむ。こうしておくと、木の葉が腐り、木の汁が出て肥料になる。種籾を播くときに、枝だけひろって捨てる。また、灰に人糞をまぜて施す。夏の間あまり土づくりをしないでおいて種籾を播いた苗代よりは、通し苗代で仕立てた苗のほうが十日も早く実るのでよい。それゆえ、山田は寒気が早くくるので、とりわけ通し苗代の苗を植えるほうがよい。<sup>38)</sup>

古島によれば、「弥生式文化と稲作との関係は、その全期を通じて見られる。弥生式文化発達のある時期にいたって始めて稲作が行なわれるようになったのではなく、最初から稲作を伴っていたのである。」<sup>39)</sup> その最初期の稲作であるが、わが国の稲作があまりにも早期から田植という集約的な生産体系を示していることから、現在に残されている積極的な材料はないものの、稲作が完成されたものとしてわが国に伝来したのではなく、一定の自立、自存の発展過程を経てきたと考えれば、直播の時期を経由してきたとの立場を、古島は取ろうとしていると考えられる。つまり、苗代、本田の区別のない＜直播＞時代があったと考えて、十分な証拠はえられないが史料を渉獵した。また、いわゆる陸稲がわが国の稲作の始まりだったと考えられなくはない。

縄文式時代にすでに行われていたと考えられる畑作では、『万葉集』の歌に現れる粟作を通して播種後は獣害除去のほかに管理の手の加えられていない粗放的な実情や、焼畑が全国的に行われていたことを推測させる史料を紹介しているが、<sup>40)</sup> 稲作もその初めは同様だったのではないか。そのことは、さきに紹介した『播磨風土記』や伊勢大神宮朝御饌の御田に伝えられる伝説において、神力で＜草を敷かずとも＞苗を生育させる姿は、先祖の農法の再現を想像でき

ないだろうか。しかし時代が下るにしたがって<草を敷くこと>が広がり、そして田植が始まると考えられないだろうか。その時代は、わが国に家牛馬が伝来するずっと以前である。

播種し<草を敷く>という意味で、古来の稲作の痕跡がより色濃く残っているのは、本田ではなく、苗代である。その意味では苗代は特別なものであり、それを守ろうとする無意識が働いてきたのではないか。神事では苗代が重視され、かつ時代をさらにさかのぼって<草を敷かずとも>ということも志向された。しかし、そのような心理が相対的に働かない本田においては、現代的な表現を用いれば窒素成分の補強につながる、外来技術である牛糞、馬糞の導入に抵抗感が少なく、利用が進んで行ったのではないか。ただし古島も指摘するように上代においては、本田についての積極的史料はないのである。

さて、会津農書からの2つの引用に話をもどそう。会津は北日本なので役畜としては馬の利用が中心である。本田の代かき時の施肥について、最初に上がるのは馬糞である。ただし、江戸時代初期の平均以上の農家のケースと考えられるが、その経営規模に対して飼育する馬の糞だけでは肥料としては足りず、人糞尿も施用し、加えて刈草も利用されている。

人糞については、同時に肥焼けへの警告もある。通し苗代は、原文は「倒苗代」であるが、苗代として使ったあとに稲を植え付ける田は、「穎付苗代」とされ、別に掲載がある。「肥料は人糞に小便、灰、えごま粕をとり合わせてかける。とくにえごま粕はよい。(中略)また、苗取りした跡に稲を植えるには人糞を入れないという。」<sup>41)</sup>と、ほとんど本田並みの窒素成分の制御を主眼にしたと思われる記述内容となっている。しかし、「倒苗代」の記述は、<刈敷>中心の内容に一変し、しかも苗代としては、こちらを理想とする志向がにじみ出ているように感じるのは筆者だけであろうか。苗づくりのステージと、多くの稔実をえようとするステージとの窒素成分の要求度に相違があるだろことも考慮すべきではある。が、上代から千年の隔てを超えてフォークロア的要因が生き続けていると考えられないだろうか。それらをただ単に打破すべき因習ととらえるか、長年農民が培ってきたエトスとして捉えるかで、イノベーションに対する姿勢は大きく異なってくる。

草は、現在では、一部<牧草>を除いて<雑草>であり、農業上利益を生ま

ないやっかいなく除草>の対象に過ぎない。しかし少なくとも近世までは、草は<刈草>の対象であり、資源であったことは言うまでもない。その資源としての重要性ゆえに、近世初期の頃、年間の営農上で<刈草>がどの程度のウェイトを占めていたかを簡単に見ておきたい。

参照するのは、『清良記（親民鑑月集）』である。『清良記』の詳細は、参考文献7の解題を参照していただきたいが、今から450年ほど前、現在の愛媛県宇和島市三間町にあった三間大森城山の城主、西園寺殿の旗下土居清良とその一族の、永禄、元亀、天正(1558～1588年)の頃の軍記物語を中心とした郷土資料である。全30巻中第7巻は、「親民鑑月集」と言われ、農業の記述に終始する。「親民鑑月集」は、清良の質問に篤農の松浦宗案が回答する形式をとりながら農業全般について記述されている。『清良記』の成立年代については、定説がまだないようであるが、著者とされる土居水也の死去した承応3（1654）年を下限とし、その扱われた内容が永禄から天正年間とされていることから、現在わが国最古の農書とされている。

さて、土佐国には戦国時代<一領具足>と呼ばれた農兵制度があった。平時は農耕に従事しているが、有事のさいにはただちに軍務につくことを義務づけられていた在郷武士制度である。「親民鑑月集」は、上巻下巻からなるが、下巻の第1節が「一両具足付田畑夫積りの事（農兵一人分の田畑での必要労働力の見積もりについて）」であり、「このごろの田一町歩は、当世の「一領具足」といわれる在郷武士一人分の領地にあたる。この田畑一町歩を耕作するのに必要なべ労働力について、平均的な見積もりを述べよう。」<sup>42)</sup>で、記述は始まる。そして、まず記述される1町歩の労働の見積もりは田での稲作である。「この一町歩の田のなかには必ず裏作麦の作付け地に二反歩と野菜などの作付け地二、三反歩がなくては生活していけないが、これらは稲作に付属してあるものだから、別に次に記す」とあって、裏作麦田3反歩の栽培の見積もりが記載され、続けて、「畑二反五畝を栽培する労働力の見積もりである。内訳は次のとおり」として、「はじめの一反歩には麦や大豆、小豆、ささげなどを播種して、（中略）この人数で一年二毛作をうまくこなせる」、「次の一反歩（中略）の畑には雑多な作物を栽培する」、「残りの五畝は野菜を作る（中略）家の前にあり、女や子どもが手入れを手伝ったり男も朝夕の暇なおりにちょっと見回った

りすることができる」畑である。<sup>43)</sup> こう見てくるとはっきりしない点はあるが、平均的な兵農(武士としては階級は低くとも、農家としては上農であろう。)一人の領地は、実耕地面積で1町2反5畝、実耕作面積で1町6反5畝ということになりそうである。

農作業には、田畑作にかかる直接労働のほか、筵を作ったり、農具の手入れなどもある。もちろんあとで触れるが草刈りもある。これらを全部ひっくめて「親民鑑月集」は、「以上の労働力を合計すると八百十一人分となる。これは田畑一町二反五畝を耕作するための男の労働力であって、女の労働力は計算していない」<sup>44)</sup> としているのである(「一領具足」の人員構成についてはここでは深入りしない)。

それでは、そのなかに占める草刈りの割合について見てみたい。草刈りは、2つの部分にわかれている。1つめは、牛馬2頭を飼育するための飼料づくりとしての草刈りである(平均的な兵農は牛馬2頭を所有していたことがわかる。。「春三月から秋九月までの七か月間、草刈りを一日に半人分ずつしたとして百五人分となる」。続けて、「肥料にするための草刈り。三月から四月に二十人分、七月に二十人分必要。肥料用の草を十分に刈っておかないと、作物の生育が思うようにいかない。一町歩あまりの田畑の肥料としては、その農家の牛馬の厩肥だけでは不足である」<sup>45)</sup>。以上草刈りの労働力を合計すると、145人分となるが、これは811人分の18%にあたる。ただし、811人の見積りのなかには、女、子どもの労力は含まれていないことに留意する必要がある。同時に当時は、草刈りが成年男子の仕事というよりも女、子どもにかなりの程度依存していただろうことは見やすいことである。近世までの農事において、いかに草刈りが重要な要素であったかがうかがえよう。

牛や馬の飼料になる刈草は、最終的に厩肥となる。青刈敷として直接圃場に還元されるか、牛馬の体内をとおり厩肥として圃場に還元されるかは別として、時代を追うごとに後者の比率が高まってきたとしても、少なくとも近世まではわが国においても草は資源であり、営農上非常に重要な位置を占めていたのである。

さて、(1) 農業概観の繰り返しになる部分もあるかもしれないが、先を急ぎたい。古島は、水田耕起要具としてはまず鋤が用いられていただろうとしつ

つ、地方の豪族が下人とともに牛馬を多数擁しており、犁を自製することも可能であったろうが、犁の利用は極めて局限されていたとしている。<sup>46)</sup>

上代における牛馬が明瞭に農耕用に用いられたという史料はないという。畿内の官田耕作用と考えられる牛の飼育は、「中の中」以上の戸に委託された。雑徭を免ずる特典がついていたが、「中の中」以上の戸でなければ飼育できなかった。『歌経標式』の犁の歌や『日本霊異記』中の牛飼童や豪富の話、さらには『続日本紀』からは朝廷の官吏で同時に地方の豪族である者が奴婢、牛馬を擁し大農業経営を行ったであろうことがうかがえるとしている。<sup>47)</sup>

また、古島が「牛の飼養には他に著しいものがある。搾乳用である。」<sup>48)</sup>と述べている乳戸の制度については、1の3)ですでに言及した。

次に、牛馬の飼養の実態は、どのようなものだったのであろうか。『日本霊異記』の牛飼童が牛を伴って野を歩く記述（『家なき子』の1場面と同じである。）から、山野の野草を飼料とする有様を知ることが出来る。『万葉集』に「垣越した麦はむ駒」、「馬柵越しに麦喰む駒」という言葉があり、舎飼を思わせるものがある。「一般的にいて、稲の刈入が穂刈であることは、藁の利用されないことを示すものであり、大量の藁の利用が飼料・蓐草であることを思う時、舎飼の可能性の乏しいことを知りうる。農耕用あるいは乗用・駄用に用いる時のみ、短期間舎飼し、他は放牧あるいは繋牧したものと考えられる」。<sup>49)</sup>

全国には、厩牧令に基づく放牧地の定めもあった。これらは、すべて上代においては動物性堆肥の利用がかなり限定的であったことを推測させる材料になるだろう。

最後に上代の農業生産の単位・形態であるが、古島は、農業がいかなる形で営まれていたかを、知る資料をほとんど持たないとしている。『万葉集』の歌のなかなどから、貴族まで農業に直接関係を持っていたというだけでなく、「それらの人々、あるいは国造・郡司またはその一族といった地方の豪族、あるいは郷戸中の富強な者たちのみが優秀な農具を所持し使用して、優秀な農業をなしたのであった。朝廷からの官給禄、位階あるものへの賜物、個人への恩賞として、農具その他の下賜されたことが、農具分配の一つの要因をなし、貴族層の鉄製農具所持量の大きいことを可能にした。」<sup>50)</sup> 一方、一般農民は鋤すら十分に持ちえなかったことを示す史料がある。また、郷戸は大家族制であり、

下人的な地位の傍系血族や寄口、奴婢が隷属した。彼らは、「豪族らの集積している優秀な鉄製農具をもって、豪族の耕地に駆使されたのである。」<sup>51)</sup> その際に牛馬を使用していたとすれば、牛馬が豪族の所有であったことはもちろんである。

### 3) 中世前期

#### (1) 農業概観

「この書で中世前期として扱うところは、政権の所在地に即していえば平安朝時代に当る。」この時代になると「前代においては国家に対して徭役の義務をも負い、鉄鋤・牛馬も容易に所持しえなかった公民の間から、自ら新規に土地を開いて、その実質的支配の権を保存しながら、名義的な所有権を寄進するものが発生し始め」る。<sup>52)</sup> 奈良朝時代の三世一身法、墾田永年私財法を経て、「公田の百姓たる公民の手に私領地としての墾田が持たれ、それが荘園体制における名田に発達して行くのである」。<sup>53)</sup>

上代に起こった奴婢・牛馬・鋤等を多量に保持する土豪の大規模経営であるが、中世に入りその進展に拍車がかかる一方で、鉄製農具の一般化につれて小家族の小経営が独立し、農繁期の所要労力を「ゆい」で交換利用していく。こうして従来奴婢的労力で耕作していた一部が小作形態で貸付けされ、これらの小経営者が自分の生活は自分の生産で営みながら、農繁期に賦役として労力提供する形態へ移っていく。家族形体は、地域によって大きく異なっていたが、傍系親族に寄口・奴婢等からなる大家族であった。<sup>54)</sup> また、古島は、「当代の経営形体はこのような家族形体と、田植・根刈・脱穀の過程を完成した稲作との合体である」とし、稲作は、田植・稲刈などの集団労働の組織化や優良農具の大農層への集中をはじめ、除草・稲刈・稲運搬・脱穀などいずれも当時の能率では大量の労働結集を要するが、同時に、共同化が極めて簡単に行われ、監督も容易な労働の連続であったと指摘し、「奴婢的経営の存立の技術的な条件がここにあるのである」と述べている。<sup>55)</sup> また、「各種の程度で他人労働を使役する経営の存在する一方に、下人らとその使役者の住居を離れて生活するにいたっていることは注意を要する。これは下人らが土豪的大経営者の傍に些小な経営を持つようになってきていることを意味するが、この経営の独立強化は

次の時代の特性をなすものということが出来よう。その時には土豪経営に提供される労働は賦役たる色彩を明確にしてくるのであり、下人は小作人となって来るのである。／家族成員の少ない通常の百姓であって、下人的労働を使役しない場合に、大経営者と同じ田植形態を求めては、「ゆひ」の形態が用いられることはすでに述べたところである<sup>56)</sup> 徐々に、近代前期までの農業の姿が輪郭を現しはじめるのである。

## (2) 牛馬考

この時代の農具に関しては、『和名類聚抄』などでほぼ全貌を知ることが出来る一方で、農民内部への普及状態を明らかにしうる史料はない。<sup>57)</sup> 牽畜には当時一般には牛が用いられたが、水田用の畜力要具には馬耙があった。「代掻の要具であるが、水を入れて田を掻く代掻の仕事は水田作業中最大の重労働である。畜力が入る場合、まずここに入ると考えられる」<sup>58)</sup> のである。

この時代に史料上明らかに肥料として用いられていたのは、厩肥・山野草・草木灰であって、人糞尿の施用については確かなことはわからないようである。厩肥施用の史料としては、『延喜式』内膳司の園の耕作に左右馬寮の厩肥が使われていた記録がある。山野草については、「開墾の進行しない、放牧のための牧野管理として山焼が一般に行なわれた時代にあっては、採草地も豊富であり、苗草系統のものが主要肥料だったことは想像に難くない」<sup>59)</sup> としている。

次に、『枕草子』などの文学作品に現れた断片を通して知りうる稲作法を主に牛馬との関連で見ておきたい。この時代には、和歌の題材として頻繁に田植や苗代が取り上げられており、田植が常態化していたことをうかがわせる。当代稲作技術の特性・発展面として、①播種前の浸種、②犁耕の普及、③田植労働の組織、④揚水機の利用、⑤根刈収穫法の一般化、⑥稲架乾燥法の採用、⑦脱穀工程の分離等がある。苗代には前代の例と同じく肥料としては苗草が施されていたことが、和歌からうかがえる。当代には犁耕の証が多くなって来る。円融天皇・花山天皇頃(969～984年)の著『うつぼ物語』のなかに、牛耕の明確な記事として最古のものがみられる。<sup>60)</sup>

畑作法については、史料がとぼしく当代の畑作一般の状況は知るよしもない。しかし、極めて特殊なケースとして、『延喜式』の内膳司の園の耕作の記載を

通じて、周密な管理が行われていたことを知ることができる。牛耕をなし、厩肥を施し、中耕・除草・除虫等の管理が行われ、条播・点播または移植等の耕作が行われていた。<sup>61)</sup>

当代になると、貴族の馬飼育が一層盛んになり、飼料用に麦を青刈りすることが引き続き問題とされた。同時に、農民の間にも農耕用の牛馬の飼育がしだいに一般化していった。しかし、農民内部の生産状況を知る史料はなく、古島は、「犁耕が広まるとともに牛は 牽畜として重要になり、馬は駄載用を主として用いられたことと思う」と述べるにとどまっている。<sup>62)</sup>

#### 4) 中世後期

##### (1) 農業概観

「本書で中世後期として扱うところは、年代的には鎌倉幕府の成立以降、室町期を経て戦国の世にいたる時代をいう。」中世封建的なものの全面的な展開を阻む勢力が「鎌倉幕府の樹立によって無力化されるとともに、土地と武力を握り、土地の給与を中心として形成された主従関係が新しい社会関係として表面に出て来た。以後、社会の動きは、実質的に土地を支配する人々と、その支配される土地と労力との生産的結合の動きとによって動かされるようになって来」<sup>63)</sup>るのである。守護・地頭の設置を通した荘園領主と自身農業生産の主体として進展しつつある生産力を掌握していた地頭職を与えられた人々を中心とした社会関係の進展の詳細に踏み込むことはここではしないが、これらの変化の主な原因として農業生産力の発展があった。施肥を基礎とする田畑の多毛作の出現、栽培管理の周密化等による生産力の発展は、支配層のみならず農民層の経済力を向上させる。「このような経済力の下方への移行は、中央権力の薄弱化を来し、そのうちから戦国期の永い不安が萌して来る。この不安の除去は各地に新しく起こった諸種勢力の競合のうちに、新しい落ち着きを求めて行くのであるが、中世後期においては、生産力の発展、その結果の下層者への集積を機としてしだいに社会の実権が下方に移って行くことを示しているのである」。<sup>64)</sup>

## (2) 牛馬考

この時代には、最下層の農民さえも鉄製の鋤や鎌を持てるようになった。その上に立って、牛耕の普及が広がっていく。犁耕は犁製造の一般化、購入の容易化と、牛馬飼育の可能なことによって一般化していく。<sup>65)</sup> また、古島は、「真に肥料が重要な意味を持つようになったのは、二毛作・三毛作の普及するようになった後であった。苗草のほかに肥料の史料を持たない時代を経て、この時代に入るとともに肥料に関する史料が散見するようになる」として、具体的な例を列記しているが、平安朝の終わりに灌木を焼いた灰が肥料として用いられ農民らはその肥効を意識していたこと、厩肥の利用は農民らの牛馬所持が増えてくるなかで放牧期間が長く江戸時代における牛馬がほとんど肥料製造のために飼育されたと思われるのに比べて利用度は低かっただろうこと、人糞尿の利用も肥桶の使用されたことで推測されるがその利用がどの程度であったかを積極的に証明する史料は見当たらないこと、魚介類の利用は江戸時代に入ると急速に広く用いられるようになるがその地盤が中世に生じていただろうこと、燈料・食料としての胡麻・荏の利用は糟の肥料利用をも可能にするものであることなどと、その萌芽的利用を述べるにとどまる印象がある。<sup>66)</sup>

これに対して、山野の草木の利用については、やはり留意しておきたい。古島は、まず史料から「肥灰が地力維持の大宗として極度に珍重されていることを知ることが出来る」とした上で、「肥灰は山野の草木にその給源を持つが、厩肥の構成成分をなす糞尿・敷草も、その大部分は山野より出る。ただそれに止まらないで苗草と呼ばれ、後に刈敷と呼ばれものは山野の草木の若芽である。これらの給源として山野は農業的にも極めて重要な意味を持つ」<sup>67)</sup>と述べてから、山野の所属争い(山論)について筆を進めるが、ここでの主題からは外れてくるので割愛する。その後、2)の(2)で触れた『清良記(親民鑑月集)』の「一両具足付田畑夫積りの事」に言及して、「『清良記』肥料論の論点は、この糞草の選択に一中心がある。「食物にして味ひ有もの上なり。其の味は能らずとも、葉の柔らかなるは中なり。渋気の有は下なり」としている。肥料は遅効性のものとして、「此肥は其作には当らで、其作を取て、其跡へ植たる作の為となる」というのも、このような草木の若芽が肥料として用いられることによるのであろう」<sup>68)</sup>と考察を加えている。しかし、最終的に糞草となる山野

の草木の利用を<施肥>としてのみ考察する見方は、当時の農民の意識とは隔たりにあるだけでなく、「其作には当らで、其跡へ植たる作の為となる」糞草の実態とも異なるのではないかという疑問が残る。もともと苗草と呼ばれ、肥効を求めてすき込むのではなく、古島が指摘するように<刈敷>であるのであれば、なおさら<施肥>としてのみ考察する見方には疑問が残る。しかし、これもここでの主題からは外れてくるので、これ以上の言及は避けることとした。

「鎌倉・室町時代を通じてのわが国農業技術の発展の中心は、二毛作・多毛作の普及にあると見ることが出来る。」「二毛作がいつから行なわれたかは明らかでない。(中略)麦単作耕地が夏期に空いているところに着目して始められたと考えられるが、(中略)後年の事実よりすれば、豆と麦との二毛作が最も普通であったと考えられる」。<sup>69)</sup>

古島は、中世後期の水田耕作法の概観に関して「『清良記』第七巻の記載をもって鎌倉・室町期の農業を代表させることには問題がある。」としつつも、「近世初頭あるいは中世末期を代表させることが出来る」として、『清良記』から水田耕作法の詳細を引用している。そのなかから、本稿の論旨に即する部分を引用すると、本田起に関連して、鋤での荒起しも勿論あったが、代掻は牛によって行われ、中鋤にも牛を用い、後鋤として牛耕をするとしている。「しろとは打おこしたる田を、牛馬にてとろりとかきたる事」なのである。<sup>70)</sup> 水田耕作における牛馬の利用が広がっていたことを推測させるが、『清良記』の記載は、田畑1町2段5畝をもつ<一領具足>の宮農における耕作法であり、身分的には上層の農民であったことに留意する必要がある。

関東武士の政握掌握で始まった当代にあつて、武士である領主層が乗用として多くの馬を飼育していたことに加えて、農耕用の牛馬飼育が広く農民層の内部に広がった。古島は、史料には百姓の牛や馬の地頭による横領や悪党横行による牛馬の焼死などの記録が残されていることを紹介し、「当時の農村における家畜飼育の状態を示している」だろう<sup>71)</sup>と牛馬飼育の広がりを指摘する。同時に、「農民の牛馬飼育が一般化する時、それが舎飼されれば、農業上では厩肥使用の重要な条件となる。先に見たように、当代の資料の上では初期には草木灰を見るだけで、厩肥に関する記載は『沙石集』の「馬の糞」、『清良記』

の馬糞のほかに見ることができない。二毛作は田畠ともに行なわれ、部分的には三毛作さえ見られた当代後期にあっては、舎飼が行なわれる時は当然厩肥施用が行なわれたと考えられる」としつつ、「この点について有力な手懸りは大和荒川庄において、正応三年八月悪党に焼払われた宗恒の住宅で馬一頭・牛二頭が焼死していることである。このことは宗恒の家では住宅と近接して舎飼をしていたことを示すものであろう。牛馬の主要な使役時期でない八月に舎飼されていることは相当長期の舎飼の行なわれたことを示すものといえよう」と推論している。<sup>72)</sup>

その一方で、「反対の事実を想像させるものに、中世後期の各時代を通じて見られる牛馬放飼の禁制がある」と、その事例を挙げつつ、「伊予南宇和地方の『清良記』中には、放飼の牛馬が他人の架稲を食ったことが問題になった記事もあって、これが一局地の現象でないことを示している。これが中世において厩肥使用の極めて多く現われない一半の理由をなすものではないだろうか」<sup>73)</sup>と述べている。

近世になると多くの農書が著されるようになる。そのような農書のなかでは、牛馬は役畜としての記載よりも厩肥使用の場面での記載が多い印象がある。夏の一時期は別として舎飼が中心になっていくと考えられる。同時に、極度にく施肥>を重視する日本型の集約農業が、すでに近世には確立しつつあったことを想像させる。これらの点については、牛馬飼養をたどるといふ本稿の範囲内で、引き続き『日本農業技術史』に依りつつ、いくつかの農書を直接参照するなかで、確認していきたい。『わが国近世までの牛馬飼養の歴史 下』のテーマは近世であるが、考察の中心はすでに西洋近代農法を受け入れる素地が確立させていたと想像される後期ではなく、前期にあることをあらかじめお断りしておきたい。

## 注

- 1) 参考文献1、128頁
- 2) 参考文献1、133頁
- 3) 参考文献2、253頁
- 4) 参考文献1、132頁

- 5) 参考文献 1、149-150頁
- 6) 参考文献 1、151頁
- 7) 参考文献 1、153頁
- 8) 参考文献 1、170頁
- 9) 参考文献 3、427-428頁
- 10) 参考文献 1、185頁
- 11) 参考文献 4、上 3 頁
- 12) 参考文献 4、上23頁
- 13) 参考文献 4、下51-52頁
- 14) 参考文献 1、236頁
- 15) 参考文献 1、236頁
- 16) 参考文献 1、239頁
- 17) 参考文献 1、241-244頁
- 18) 参考文献 1、291頁
- 19) 参考文献 1、292頁
- 20) 参考文献 1、254-261頁
- 21) 参考文献 1、265頁
- 22) 参考文献 1、271頁
- 23) 参考文献 1、295-296頁
- 24) 参考文献 5、44頁
- 25) 参考文献 5、50-52頁
- 26) 参考文献 5、54頁
- 27) 参考文献 5、54-55頁
- 28) 参考文献 5、65頁
- 29) 参考文献 5、65-68頁
- 30) 参考文献 5、69-71頁
- 31) 参考文献 5、79-80頁
- 32) 参考文献 5、81-82頁
- 33) 参考文献 5、84頁
- 34) 参考文献 5、109頁
- 35) 参考文献 5、111頁
- 36) 参考文献 5、111-112頁
- 37) 参考文献 6、45頁
- 38) 参考文献 6、50-51頁
- 39) 参考文献 5、55頁
- 40) 参考文献 5、120-121頁
- 41) 参考文献 6、49-50頁
- 42) 参考文献 7、109頁
- 43) 参考文献 7、112-114頁

- 44) 参考文献 7、120頁
- 45) 参考文献 7、118-119頁
- 46) 参考文献 5、112-113頁
- 47) 参考文献 5、126-128頁
- 48) 参考文献 5、128頁
- 49) 参考文献 5、128頁
- 50) 参考文献 5、131-132頁
- 51) 参考文献 5、136頁
- 52) 参考文献 5、139頁
- 53) 参考文献 5、141頁
- 54) 参考文献 5、189頁
- 55) 参考文献 5、191頁
- 56) 参考文献 5、193頁
- 57) 参考文献 5、143頁
- 58) 参考文献 5、144-145頁
- 59) 参考文献 5、146-147頁
- 60) 参考文献 5、157-160頁
- 61) 参考文献 5、177-178頁
- 62) 参考文献 5、185頁
- 63) 参考文献 5、195頁
- 64) 参考文献 5、197-199頁
- 65) 参考文献 5、201-202頁
- 66) 参考文献 5、205-207頁
- 67) 参考文献 5、208頁
- 68) 参考文献 5、215-216頁
- 69) 参考文献 5、234頁
- 70) 参考文献 5、248-251頁
- 71) 参考文献 5、273頁
- 72) 参考文献 5、274頁
- 73) 参考文献 5、274-275頁

## 参考文献

- 1 加茂儀一 (1976) 『日本畜産史 食肉・乳酪篇』法政大学出版局
- 2 岩元明久 (2021) 「つくば良農の耕畜連携実験構想について」『農業研究』34号
- 3 木村尚三郎 (1974) 『世界の歴史 3』中公文庫
- 4 エクトール・マロ (2019) 『家なき子 上下』(村松潔訳) 新潮文庫
- 5 古島敏雄 (1975) 『古島敏雄著作集 第六巻 日本農業技術史』東京大学出版会

- 6 庄司吉之助ほか（1982）『日本農書全集 第十九巻 会津農書』農山漁村文化協会
- 7 松浦郁郎ほか（1980）『日本農書全集 第十巻 清良記（親民鑑月集）』農山漁村文化協会